

令和2年度旭川市農業委員会第11回定例農地部会議事録

- 1 開催日 令和3年2月25日(木曜日)
- 2 開催時間 午後2時00分開会 午後2時30分閉会
- 3 開催場所 旭川市9条通9丁目 旭川市職員会館3階 6号室
- 4 出席委員 17名
1番・北原 浩美 2番・鹿野 直子 3番・柿木 和恵 4番・佐藤 慎二
5番・秦 真一 7番・湯浅 光二 8番・高倉 伸淳 9番・松木 一幸
10番・宮嶋 睦子 11番・平 克洋 12番・鷺尾 勲 13番・浅沼 博実
15番・一宮 敏昭 16番・清水 利秋 17番・石尾 卓也 18番・山田 孝
19番・滝川 岳雪
- 5 欠席委員 6番・外川 守 14番・只石 博幸
- 6 事務局職員 津村事務局長 小浜事務局次長 大谷農地係長
澤口農地係主査 北田農地係主査 長根農地係主任
荒農地係主任 武田農地係主任
- 7 傍聴人 なし
- 8 議事録署名委員 13番・浅沼 博実 15番・一宮 敏昭
- 9 議事内容
 - (1) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - (2) 議案第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく計画について
 - (3) 議案第3号 農業経営基盤強化促進法第16条の規定による通知について
 - (4) 議案第4号 現地目証明願について
 - (5) 議案第5号 旭川農業振興地域整備計画について
 - (6) 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について
 - (7) 報告第2号 農地法第18条の規定による通知について
 - (8) 報告第3号 あっせん候補者の登録について
 - (9) 報告第4号 農地所有適格法人の報告について

10 議事録本紙

- 議長（山田 孝） ただいまから、令和2年度の旭川市農業委員会第11回定例農地部会を開会いたします。
- 本日の出席委員数は17名でございます。部会規則第8条の規定に基づき、在任する委員の過半数に達しておりますので、本会は成立いたしております。
- 欠席委員の詳細につきましては、事務局から報告願います。
- 事務局（津村事務局長） 事務局。
- 御報告申し上げます。
- 本日の部会に、議席番号6番外川委員、同じく14番只石委員の2名の方から欠席する旨の届出がありましたので御報告いたします。
- 以上でございます。
- 議長（山田 孝） それでは、本日の議事録署名委員を指名いたします。
- 議席番号13番浅沼委員、議席番号15番一宮委員の両委員を指名いたしますので、よろしく願いいたします。
- また、議事についての発言の際は、議席番号を告げてから御発言願います。
- 議長（山田 孝） それでは、議事に入ります。
- 日程第1議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。
- 事務局から説明いたします。
-
- 事務局（澤口主査） 事務局。
- 日程第1議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を御説明いたします。議案の該当ページは1ページから9ページでございます。
- 御審議いただく全体の件数は、所有権移転が東鷹栖地区で3件、永山地区で2件、江神地区で6件、東旭川地区で4件の計15件、使用貸借権設定が永山地区で1件、江神地区で1件の計2件、あわせて17件でございます。
- 以上でございます。
- 議長（山田 孝） ただいま事務局から説明がありましたが、この議案の中で、議事参与の制限がある案件がございますので、先に審議いたします。
- 番号15番につきましては、鹿野委員に関係がありますので、部会規則第11条「議事参与の制限」の規定に基づき、一時退席をお願いいたします。

- 委員（鹿野 直子） （退席）
- 議長（山田 孝） それでは、事務局から説明いたします。
- 事務局（澤口主査） 事務局。
それでは、内容について御説明いたします。議案の８ページを御覧ください。
番号１５番につきましては、譲渡人が所有する農地を譲受人に売却する案件です。
別添の議案資料１５ページにあります農地法第３条調査書のとおり、農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。
以上でございます。
- 議長（山田 孝） それでは、番号１５番について、審議願います。
御意見、御質問はございませんか。
- 委員 （意見なし。）
- 議長（山田 孝） なしということですので、番号１５番について「異議なし」と認め、許可することに決定いたします。
- 委員（鹿野 直子） （着席）
- 議長（山田 孝） 鹿野委員が関係する案件につきましては、決定をいたしました。
引き続き、他の案件について審議を求めます。
事務局から説明いたします。
- 事務局（澤口主査） 事務局。
それでは、内容について御説明いたします。
番号１番および６番ならびに７番につきましては、譲渡人が所有する農地を譲受人に贈与する案件です。
番号２番ないし５番、番号８番ないし１４番につきましては、譲渡人が所有する農地を譲受人に売却する案件です。
番号１６番につきましては、貸主の経営移譲に伴い、所有する農地を後継者である借主に貸し付ける案件です。
番号１７番につきましては、貸主が高齢のため、所有する農地を借主に無償で貸し付ける案件です。
いずれも、議案補足資料１ページないし１４ページ、１６ページおよび１７ページにあります農地法第３条調査書のとおり、農地法第３条第２項各号

には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。
以上でございます。

○議長（山田 孝） それでは、番号1番ないし14番、番号16番および17番について、審議願います。
御意見、御質問はございませんか。

○委員 (意見なし。)

○議長（山田 孝） なしということですので、議案第1号について「異議なし」と認め、許可することに決定いたします。

○議長（山田 孝） 続きまして、日程第2議案第2号「農業経営基盤強化促進法に基づく計画について」を上程いたします。
事務局から説明いたします。

○事務局（北田 主査） 事務局。
日程第2議案第2号「農業経営基盤強化促進法に基づく計画について」を御説明いたします。議案の該当ページは11ページから36ページでございます。
御審議いただく全体の件数は、所有権移転が10件、利用権設定の賃貸借が31件、利用権設定の使用貸借が2件の合計43件です。
地区別の内訳でございますが、所有権移転の10件は、東鷹栖地区4件、永山地区1件、江神地区1件、東旭川地区4件となっております。
利用権設定の賃貸借の31件につきましては、東鷹栖地区14件、永山地区3件、西神楽地区4件、東旭川地区10件となっております。
利用権設定の使用貸借の2件につきましては、永山地区および東旭川地区にまたがる案件が1件、東旭川地区が1件となっております。
集積面積は、所有権移転が23.0ha、利用権設定の賃貸借が80.2ha、利用権設定の使用貸借が11.9ha、合計115.1haでございます。
以上でございます。

○議長（山田 孝） ただいま事務局から説明がありましたが、この議案の中で、議事参与の制限がある案件がございますので、先に審議いたします。
利用権設定の賃貸借、番号23番につきましては、石尾委員に関係がありますので、部会規則第11条「議事参与の制限」の規定に基づき、一時退席をお願いいたします。

○委員（石尾 卓也） (退席)

- 議長（山田 孝） それでは、事務局から説明いたします。
- 事務局（北田主査） 事務局。
それでは、内容について御説明いたします。議案の30ページを御覧ください。
利用権設定の賃貸借、番号23番につきましては、期間更新案件であり、借主が借り受けて経営の安定を図るものでございます。
この計画につきましては、旭川市農業経営基盤強化促進基本構想に適合し、利用権設定等促進事業の要件を満たしております。
以上でございます。
- 議長（山田 孝） それでは、番号23番について審議願います。
御意見、御質問ございませんか。
- 委員 (意見なし。)
- 議長（山田 孝） なしの声がありましたので、番号23番について「異議なし」と認め、許可することに決定いたします。
- 委員（石尾 卓也） (着席)
- 議長（山田 孝） 石尾委員が関係する案件につきまして、決定をいたしました。
引き続き、他の案件について審議を求めます。
事務局から説明いたします。
- 事務局（北田主査） 事務局。
それでは、内容について御説明いたします。
議案の11ページから15ページ、所有権移転の番号1番ないし9番につきましては、農地移動適正化あっせん事業による売買、同じく15ページ、番号10番につきましては農地保有合理化事業により北海道農業公社が農地を買い入れる案件でございます。
議事参与制限の1件を除いた賃貸借権設定30件の内容別の内訳についてですが、期間満了による再設定が15件、借主変更が9件、解約再設定が4件、新規設定が2件でございます。
使用貸借権設定の2件につきましては、いずれも新規設定案件でありませぬ。
これらの計画につきましても、先ほど御審議いただいた案件と同様、旭川市農業経営基盤強化促進基本構想に適合し、利用権設定等促進事業の要件を満たしております。

以上でございます。

○議長（山田 孝） それでは、所有権移転の番号1番ないし10番、利用権設定の賃貸借番号1番ないし22番、番号24番ないし30番、利用権設定の使用貸借番号1番および2番について審議願います。

御意見、御質問はございませんか。

○委員 (意見なし。)

○議長（山田 孝） ありませんということですので、議案第2号について「異議なし」と認め、計画を決定いたします。

○議長（山田 孝） 続きまして、日程第3議案第3号「農業経営基盤強化促進法第16条の規定による通知について」を上程いたします。

事務局から説明いたします。

○事務局（澤口 主査） 事務局。

日程第3議案第3号「農業経営基盤強化促進法第16条の規定による通知について」を御説明いたします。議案の該当ページは37ページでございます。

御審議いただく件数は、東旭川地区の2件であり、全件が買入協議実施の通知に係るものであります。

買入協議の対象となる土地については、所有者からあっせんの申出があり、議案右側にあります調整年月日の日付で譲受予定者への利用関係の調整を行いましたが、売買予定時期の不一致のため、不成立となりました。

しかしながら、当該農地は集団的な農地であり、地区で選考した譲受予定者以外に買い受ける意向はなく、かつ、その者が一定期間賃貸借後の買受を希望しており、地区の農地集積を図るためには、北海道農業公社が実施する農地保有合理化事業による買入が必要と利用関係調整会議で判断されたことから、北海道農業公社と申出者に対して、買入協議を実施する旨の通知を行うことの審議を求めるものでございます。

なお、今後の手続につきましては、北海道農業公社および申出者に対して、買入協議実施の通知を行うとともに、土地所有者は買入協議の通知から3週間は対象地の譲渡制限が課せられ、その間に買入協議が行われることとなります。

買入協議が成立した場合、今後の農地部会におきまして、土地所有者から北海道農業公社への所有権移転に関する審議を行い、決定されれば、農用地利用集積計画の公告を経て、所有権移転登記手続きを行うこととなります。

なお、番号1番につきましては、調整年月日から本日の審議まで期間が空

いておりますが、利用調整時点で農地の一部が農用地区域内に入っていないことから、利用調整のみを先に実施し、農用地区域への編入認可が公告されるまでは、審議案件として上程することを保留していたためであります。

以上でございます。

○議長（山田 孝） それでは、議案第3号について審議願います。
御意見、御質問はございませんか。

○委員 (意見なし。)

○議長（山田 孝） 発言がありませんので、議案第3号について「異議なし」と認め、通知することに決定をいたします。

○議長（山田 孝） 続きまして、日程第4議案第4号「現地目証明願について」を上程いたします。
事務局から説明いたします。

○事務局（武田 主任） 事務局。
日程第4議案第4号「現地目証明願について」を御説明いたします。議案の39ページを御覧ください。
江神地区で1件、東旭川地区で1件、合計2件の願出がありました。
願出地の所在地区を担当する調査委員による現地調査の結果、積雪はありますが、樹木が繁茂し山林の一部となっていることから、全て願出のとおり農採地以外であることを確認いたしました。
なお、番号1番につきましては、隣接する土地64および65と筆界が未定ですが、願出地と64および65一帯が同様に山林であることを確認しております。
以上でございます。

○議長（山田 孝） それでは、議案第4号について審議願います。
御意見、御質問はございませんか。

○委員（浅沼 博実） はい、13番浅沼です。
現地目証明願の1番なんですけれども、3条の所有権移転9番の申請と同時進行で行われたということですか。

○事務局（武田 主任） 事務局。
申請者の方から同時に3条とあとは非農地のところを現地目、非農地と一緒に整理して申請されたということでもあります。

- 委員（浅沼 博実） ということは先に現地目で確認をして、残った部分を所有権の移転でやったということですか。
- 同時に現地目証明と所有権の移転を同じ日程で決裁したということなんですか。
- そのような取扱いをどういうふうに解釈しているのかなと思ひまして。
- 事務局（武田 主任） 事務局。
- 少しお時間をいただいてもよろしいでしょうか。
- 議長（山田 孝） 事務局の方で少し時間をいただきたいということなんですけれども。
- 委員（浅沼 博実） 感覚としてですけれども、本来であれば現地目の後で相続もはずして、それ以外の残った農地に関して3条で所有権移転するために先に除外してからと思うんですけども、同時進行で所有権移転と現地目証明願を許可するというのはちょっと無理があるのではないかと。
- 事務局（武田 主任） 事務局。
- お時間いただきありがとうございます。
- 現地目の考え方ですけれども、説明しているとおり、従前から非農地である土地を改めて農業委員が確認するものですので、そこで農地に変わっていることを判断しているものではないということが前提にあります。
- 3条と現地目が確かに同時に申請として出してこられているのですが、3条の申請に同じ筆が入っているわけではもちろんありませんので、もし仮にここで現地目を見に行ったら、もし畑や田んぼだと判断されたらもちろん現地目は出せませんし、その上で所有者の方がもう1度3条を出すかということを検討されるかもしれないのですけれども、同時に3条と現地目を出してこられたということに関して、特段問題があるかといえれば、問題が無いのではないかと事務局では判断をいたしました。
- いかがでしょうか。
- 委員（浅沼 博実） わかりました。
- 同時進行でいったら、どうしてもそこでもし異議があった場合には、変更しなくてはならないという用務がまた増えるわけです。
- それであれば、事前に現地目ならば現地目で現場を見に行き確認をした上で、その後には所有権移転というのが通常なのかなという感覚でいるものなので、同時進行ではどのような決裁をしたのかと思ひ質問しました。
- 結構です。
- 議長（山田 孝） 他に御質問、御質問はございませんか。

○委員 (質問なし。)

○議長(山田 孝) ないようですので、議案第4号について「異議なし」と認め、証明することに決定をいたします。

○議長(山田 孝) 続きまして、日程第5議案第5号「旭川農業振興地域整備計画について」を上程いたします。
事務局から説明願います。

○事務局(澤口主査) 事務局。
日程第5議案第5号「旭川農業振興地域整備計画について」を御説明いたします。議案の該当ページは41ページから43ページ、補足資料の該当ページは19ページから28ページでございます。

市町村が行う農業振興地域整備計画の変更につきましては、農業委員会が市町村整備計画の推進における農地の流動化や、農地の利用関係の調整等において重要な役割を担っていることから、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定に基づいて、旭川市長から意見を求められているものです。

なお、議案に記載されています現況地目は農業振興地域の整備に関する法律に基づいたものであり、農地法の現況主義に基づいた農地台帳上の現況地目とは異なるものであります。

以上でございます。

○議長(山田 孝) それでは、議案第5号について審議願います。
御意見、御質問はございませんか。

○委員 (意見なし。)

○議長(山田 孝) 発言がありませんので、議案第5号について「異議なし」と認め、計画の変更案が妥当である旨を旭川市長に回答することに決定いたします。

○議長(山田 孝) 引き続き、報告案件について進めてまいります。
日程第6報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出について」ですが、これにつきましては、既に専決処理をしたものでありますので御報告いたします。
事務局から説明いたします。

○事務局(澤口主査) 事務局。
日程第6報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出について」を御説明いたします。議案の該当ページは45ページから51ページでございます。

ます。

本件につきましては合計10件の届出があり、地区ごとの内訳としましては、東鷹栖地区で2件、永山地区で3件、東旭川地区で5件となっております。

届出の内訳としましては、番号9番のみが持分放棄、その他は相続による所有権の取得でございます。

これらにつきまして、旭川市農業委員会事務局規程第7条に基づき、事務局長専決処理いたしましたので御報告いたします。

なお、番号9番につきましては、記載されている4名がそれぞれ4分の1ずつの所有権を有しておりましたが、持分放棄により、権利取得者1名に全ての持分が集約されたことを登記全部事項証明書で確認しております。

以上でございます。

○議長（山田 孝） ただいま事務局から説明がありましたが、御意見、御質問はございませんか。

○委員 (意見なし。)

○議長（山田 孝） それでは、報告第1号を終わります。

○議長（山田 孝） 次に日程第7報告第2号「農地法第18条の規定による通知について」ですが、これにつきましても、既に専決処理をしたものでありますので御報告いたします。

事務局から説明いたします。

○事務局（北田主査） 事務局。

日程第7報告第2号「農地法第18条の規定による通知について」を御説明いたします。議案の該当ページは53ページから58ページでございます。

本件につきましては、農地の賃貸借に係る合意解約の通知が、東鷹栖地区2件、永山地区5件、東旭川地区6件の合計13件ございました。

これらにつきまして、旭川市農業委員会部会長専決規程第2条に基づき、農地部会長専決処理いたしましたので御報告いたします。

なお、番号5番、6番および10番につきましては、先々月時点で貸付人および借受人の間で合意解約が成立していたものでありますが、貸付人および借受人による事務局への解約書および通知書の提出が遅れてしまったために、本部会での報告となっております。

以上でございます。

○議長（山田 孝） ただいま事務局から説明がありましたが、御意見、御質問はございませんか。

○委員 （意見なし。）

○議長（山田 孝） なしということですので、報告第2号を終わります。

○議長（山田 孝） 次に日程第8報告第3号「あっせん候補者の登録について」ですが、これにつきましても、既に専決処理をしたものでありますので御報告いたします。

事務局から説明いたします。

○事務局（澤口 主査） 事務局。

日程第8報告第3号「あっせん候補者の登録について」を御説明いたします。議案の59ページを御覧ください。

本件につきましては、東鷹栖地区で2件、永山地区で1件、江神地区で1件、東旭川地区で3件の申出があり、議案にあります名簿登録年月日の日付で登録を行いました。

これらにつきまして、旭川市農業委員会部会長専決規程第2条に基づき、農地部会長専決処理いたしましたので御報告いたします。

なお、あっせん候補者を名簿登録番号順に記載することで、名簿登録年月日が前後しているものがありますが、これはあっせん名簿登録者が名簿に再登録する際、これまでの名簿登録番号を引き継ぐこととしているためであります。

以上でございます。

○議長（山田 孝） ただいま事務局から説明がありましたが、御意見、御質問はございませんか。

○委員 （意見なし。）

○議長（山田 孝） 発言がなしということですので、報告第3号を終わります。

○議長（山田 孝） 次に日程第9報告第4号「農地所有適格法人の報告について」ですが、これにつきましても、既に専決処理をしたものでありますので報告いたします。

事務局から説明いたします。

○事務局（長根 主任） 事務局。

日程第9報告第4号「農地所有適格法人の報告について」を御説明いた

します。議案6 1 ページを御覧ください。

本件について、報告書の提出があった法人は6 法人です。

この法人につきまして、議案補足資料2 9 ページないし3 4 ページの農地所有適格法人要件確認書のとおり、形態要件、事業要件、構成員要件、業務執行役員要件のすべてを満たしていることを確認いたしました。

以上でございます。

○議長（山田 孝） ただいま事務局から説明がありましたが、御意見、御質問はございませんか。

○委員 （意見なし。）

○議長（山田 孝） なしということですので、報告第4 号を終わります。

○議長（山田 孝） 以上で、本日の提出案件審議は全て終了いたしました。

これもちまして、令和2 年度旭川市農業委員会第1 1 回定例農地部会を閉会いたします。